

スクラム

2022年1月号
第201号

編集・発行
「スクラム」編集部

〒732-0057 広島市東区二葉の里 1-3-16 スクラムユニオン・ひろしま

TEL/FAX 082-264-2310 scrum_u34@ybb.ne.jp 郵便振替 01310-1-65053

銀行振り込み先 もみじ銀行 三篠支店 普通 口座番号 1820186

ハウさんの闘い・そして旅立ち



ベトナム人元実習生、レ・バン・ハウさん

～障害等級7級（障害年金）が認められ、12月25日無事帰国～

オーバーステイで仕事をしていたレ・バン・ハウさん（24歳、男性）は、福山市の實森組（建設会社）で労災事故に遭い、腰椎骨折、脊髄損傷という大ケガを負った。實森組は労災手続きをせず、スクラムユニオンで手続きを進め、5ヶ月という長い期間を経て労災として認められたのが8月2

5日であった。

休業補償としてまとまったお金が入り、来日費用の借金返済、母国の家族に仕送りすることもでき、彼はとても喜んだ。しかし、医師の判断では、下半身の痛みと麻痺、排尿・排便困難は好転することはないという。毎月の尿検査は一生涯欠かすことができない。腰椎安定のために入れたネジは抜釘の時期ではないという医師の判断があり、入れたままだ。帰国後の彼の長い人生を考えると、障害年金がどうしても必要である。整形外科と泌尿器科で症状固定となるのをまち、祈るような気持ちで後遺障害の申請を行った。彼と彼の家族の将来のためにも、何としても障害年金を獲得したかった。2021年12月13日に認められ、障害等級7級（障害年金）を獲得することができた。

これで、安心して母国に帰れる、とみんなで喜び合った。ところが、帰国手続きが思いの外、大変であった。コロナ感染症の影響が緩和されていたこともあり、運賃は割高だが飛行機の便はとれた。母国の日本語学校の先生が手配してくれて12月25日の便を予約してもらった。彼の希望は、ベトナムで、家族とお正月（旧正月2月1日）をすごしたいというものだ。早速入管に報告し、帰国手続きを…と思ったが、「帰国前に聞き取りをして書類を作らないといけませんが、入管はとても忙しくて間に合わないので、キャンセルしてください」と言われ、愕然とした。キャンセルのことを本人に伝えた後に、入管の別の職員から連絡があった。「25日に飛行機のチケットが取れるのなら、帰れるようにしましょう」という。良い知らせで喜んだが、日数がなく、急いで準備に入った。キャンセルした飛行機をもう一度予約し、PCR検査をして「陰性証明書」を受け取った。さらに、帰国前日の24日、入管に行き聞き取り調査を受け、「仮放免許可書」「自費出国許可書」を受取り、基本的に帰国準備は終わった。翌25日朝、成田空港に向かうハウさんを広島駅で見送った。明るい笑顔で手を振る姿に、「よく頑張ったね」と声をかけ、激励した。

彼は実習先企業から失踪し、オーバーステイとなり、就労先で労災事故に遭った。常に警察を気にし、病院にも行けない生活の中での事故だった。このような状態になったのはいったい誰の責任なのか。後に彼の取材をした新聞記者が、「不法就労者が労災申請」と大きく見出しを付けた記事を掲載した。あたかも彼が犯罪者であるかのような表現に怒り心頭であった。彼が悪いのか！彼が何か悪いことをしたというのか！

彼は、技能実習生として、2019年1月30日に来日し、群馬県伊勢崎市太田町にある日正重機株式会社で働き始めた。契約では、給料は月16万円ということだったが、休日出勤、残業もして月平均25日出勤したにも関わらず、手取り6～7万円しかもらえず、生活にも支障を来す状態だった。それ以上に、来日費用で100万円以上の借金を抱えていたので、このままではとても返済できない

と悩んだ末、彼は失踪した。賃金だけではない。外国人差別もあり、汚い仕事や重たい物を運ぶ仕事など大変な仕事はすべてベトナム人がやっていた。

友人のつてを頼り、職を探して東京など転々とし、2019年10月福山の實森組で働き始めた。ここで、出勤途中の交通事故に巻き込まれ、大けがを負った。この間に、在留期限は切れてしまいオーバーステイとなった。このような状況を作り出したのは、本人の責任では無い。賃金未払をするような企業に対し、まともな監査をせず実習生の窮地を救わなかった監理団体、外国人技能実習機構に大きく責任がある。本来、監理団体は実習企業に定期的に訪問し、実習生の苦情や困難を聞き取りし解決していかなければならない。問題があれば実習機構に報告もしなければならぬ。実習機構も監理団体も何も役割を果たしていない中で起こった悲劇である。

實森組の対応もひどいものだった。労災事故をおこしているにもかかわらず、労災手続きをしなかった。タコ部屋のような宿舎に10人も押し込み、月2万円程度の生活費のみを与えていただけである。先の見えない生活に彼は苦しんだ。どんなに心細い日々だったことであろうか。そして、東京のホットラインに相談し、スクラムユニオンに辿り着いたのである。

日本の労働力不足を補うため、多くの外国人が入国してきている。そして、言葉や文化の違う日本で一生懸命働いている。しかし、スクラムユニオンには外国人技能実習生からの相談が後を絶たないというのが現状である。就労の自由、移動の自由がない技能実習生としてではなく、一人の労働者として迎え入れていかなければならない。外国人労働者を「労働力」としてではなく、生きた人間として、労働者として迎え入れる環境を作っていかなければならない。



闘争短信

東和环境科学裁判報告

昨年12月15日に、東和环境科学分会長Aさんの就労義務不存確認請求事件の裁判が開かれた。前回10月27日の裁判で、被告社長は、「(Aさんは)営業部時代の女性事務員御退職以外にもたびたび退陣トラブルを引き起こしている問題社員だ」と主張し、裁判官から、「それなら次回までに具体的に主張するように」と求められていた。しかし、12月15日になっても何の書面も提出されず、裁判官の「具体的な主張は？」という質問に対し、被告弁護士は「それ以外に『対人トラブル』はない、主張しない」と明言した。この被告弁護士の発言は、前回の被告社長の主張を否定したものであり、「対人トラブルメーカー」そのものがでっち上げでしかないことを告白したものである。

12月15日の裁判では、Aさんが配転された真の理由を準備書面で積極的に主張する。

次回の裁判は2月10日となったが、われわれは、準備書面・陳述書のなかで、以下のことを明らかにする。被告の主張する唯一の「対人トラブル」なるものは、そもそもAさんが営業担当であった9年も前のことである。電話を受けた後の処理に関する社内規定を守れない女性事務員をAさんが注意しただけで、この女性職員の退職はAさんの責任ではない。

Aさんはこの女性職員の退職「事件」のあと、すぐに九州に転勤となった。Aさんは転勤後、これまでさせられてきた談合を一切しないと宣言した。しかし、会社は談合し続けたため、Aさんが抗議したところ、わずか1年で本社の技術系職場に異動させられた。Aさんはこの計測課でも直属の上司K部長の違法行為を指摘した。これに困った被告会社が、今でも談合を繰り返していることを社会的に暴露されることを恐れ、「長年の懸案事項の解決」という名目で、Aさんに対する退職勧奨等の一連の攻撃を開始したのだ。今回の配転は、法令を守る意識が高いAさんを問題社員として排除するという不当な理由・動機でなされたものだ。このことを裁判で明らかにしていく。

10月27日の裁判で、裁判官は、K部長を呼び「なぜAさんが怖いのか、お互い歩み寄って一緒に働けないのか」と和解を打診した。しかし、この質問に対するK部長の態度は、「取り付く島がない」ものだった。このため裁判官は判決を出すしかないと判断した。今後、裁判は3月に原告・被告の証人尋問を行なって結審となり、5月には判決となる。3月の証人尋問の際には、不当配転撤回を求めるAさんを支援するため、組合員のみんなが法廷を埋め尽くすよう呼びかける。

スオン・ティ・ヴォットさんの事件から1年2か月

妊娠がばれたら帰国させられる、借金を抱えて来日したベトナム人技能実習生ヴォットさんは、妊娠中も悩みながら仕事を続け、2020年11月、東広島市の会社の寮でたった一人で出産し、間もなく死亡した乳児を段ボール箱に入れて埋葬した。ヴォットさんの行為は決して肯定できるものではない。しかし、実習制度が生んだ悲劇であり、制度の犠牲者となったことは否めない。裁判員裁判になるため予想以上に裁判日程が遅れ、拘置所に留め置かれて1年が過ぎた。訪問に行くと、1年前には全く言葉を発さなかったヴォットさんが笑顔で迎えてくれるようになった。とはいえ、いつまでこの状態が続くのか、といった疲労を奥に滲ませている。今年の春、ようやく裁判が開かれことになる。ヴォットさんが1日も早くご家族の元に戻れるよう、スクラムユニオン・ひろしまは支援を続けていきたい。そして、二度とこのような悲劇が起こらないよう、制度の改正を求めていく。

ビルクリーニングの技能実習生相談

岡山市でビルクリーニングに従事する技能実習生からの相談を受け、1月10日、岡山に向かった。チャンさんは、2019年3月に来日し、間もなく3年の技能実習を終える。相談内容は悪質極

まりない項目のオンパレードだった。1つ目に、寮のクリーニング代として10万円も要求していること。通常、これらは実習生に請求してはならないことになっている。しかも、説明不足のまま内容不明の13万円もの控除まである。チャンさんは、1月、2月はこれらの請求のために給料がない、と言われている。給料明細を見ると、岡山県の最低賃金割れも発覚した。2つ目に、有給休暇を認めないことだ。まだ21日も有給休暇が残っているのにも関わらず、人不足などの理由からチャンさんの有給を認めないのだという。3つ目は、技能実習修了書の発行である。2月末の契約終了後に、新天地での就労を目指しているチャンさんを快く思わない会社が、嫌がらせをしているとしか思えない。技能実習終了まであと1か月半となっており、早急に対処していく。



2022年 新年の辞

委員長 土屋信三

1, スクラムユニオン・ひろしま結成20周年を迎えて

今年は、スクラムユニオン・ひろしま結成から20周年となる。7月に開催予定の第21回定期大会は20年の歴史を総括し、新たなる前進に向けての記念大会としたい。

年頭に当たって、今年目標を列挙しておきたい。

1) 300名の組合員の組織化を図る

現在の組合員総数は約200名であるが、さらに組合員を獲得して300名の組合員の組織化を図る。そのひとつの柱は、疑いもなく出雲村田で働くブラジル人労働者の組織化である。家族も含めて3000名とも言われるブラジル人の組織化は、今後のスクラムユニオンの帰趨を決定すると言っても過言ではない。そして、ブラジル人自身が自立し、自分たちで仲間を組織化できるよう促すべきである。そのためにもブラジル人労働者の中から指導者層を形成していかなければならない。

また、日本人労働者の立ち上がり組織化が当然にも必要である。そのためには労働相談ホットラインを通じた地道な労働者との関係作りとともに、いまある分会を通じた周辺労働者への働きかけなどを強化しなければならない。例えば、本四バス分会や三同分会からバスやトラック運転手の組織化など目的意識的に取り組む必要があるだろう。

2) 専従体制・執行委員会体制の強化

今年開催予定の第21回定期大会は、人事大会でもある。21回定期大会では、新たな執行委員会体制を築いていきたい。積極的に新しいメンバーを執行委員に登用し、いろいろな知恵と力を出し合いながら、前進の道筋を描いていければ最高である。執行委員会の活力をバネに、スクラムユ

ニオンの飛躍を勝ち取る。出雲村田にも、ブラジル人執行部を形成し、支部を結成し、本部との連携のもとでの構造的活動ができるようにしていく。

執行委員会体制の強化とともに専従体制の強化充実は、待ったなしの課題だと考えている。現在の専従体制は、委員長の土屋一人であり、柳副委員長、土屋みどり書記長は活動内容は専従とほぼ同じだが、実体はボランティア活動となっている。専従体制の強化に当たっては、竹本副委員長を含めた書記局メンバーへの財政保障を含めて、活動できる条件を整えていかなければならない。

3) 後継者養成—組織の若返りを図る

委員長の私も70歳を迎え、第一線で活動できる時間はそう長くはない。ここ2～3年の期間で後継者を養成し、バトンタッチしていかなければ、スクラムユニオン自体が消滅の危機に瀕するかもしれない。このことは決して悲観的な意味で言っているわけではない。

CUNN 全国集会（静岡）でも、若い世代が参加し、代替わりが進んでいるという報告を受けた。これはすばらしいことで、スクラムユニオンもまた新たな世代を形成し、登場させていかなければならない。いままでできなかったことが、これからできるという保証はないが、組織の拡大発展の中で、新たな人的要素が生まれていることも事実である。こうした新しい力を育み、経験を蓄積させ、組織の若返りを目的意識的に進めていく必要がある。

4) 機関紙、SNS などを通じた情報発信力の強化

最近の若い人は、新聞も読まず、テレビもあまり見なくなっているという。彼らの情報源は、スマホを通じた SNS が大半だと言われる。確かにスマホは手の中にあるコンピューターであり、われわれが経験してきたものとは全く違った世界を形成している。だが、この若い人たちへの影響力を生み出していかなければ、労働運動の未来を切り開くことはできないだろう。そのためには自分たちの活動を伝える機関紙活動、メディアの活用、そして、SNS を使った情報発信力が求められる。岩下執行委員がホームページの作成に関わって以降、明らかにそれを見て相談してくる労働者が増加している。われわれの世代は、確かにアナログ世代と呼ばれ、SNS などには通じていない。人材を発掘し、SNS を通じた情報発信を強化していくことが求められている。

5) 財政の健全化

組合活動を支える重大なもののひとつは、間違いなく財政である。財政の健全化は、活動を保証する大事な要素である。財政を健全化するためには、組合員の拡大を前提にしながら、同時に組合活動を支えようという組合員の思想形成が大切である。親しい者との飲み会に4000円、5000円を支払うことはできても、闘争支援や実習生支援に1000円のカンパをすることは大変である。そこ

には自身の利益のためではなく、闘争のため、仲間のためにお金を使うという思想性・意識性が求められる。だが、労働者ならば、直接自分の利益にならなくとも仲間のために、スクラムユニオンのためにお金を出すことができるという思想性・意識性を、われわれから教育することが必要である。

2, 情勢の深刻化

* 「台湾有事は日本の有事か？」－安倍元首相の発言から

コロナ禍の中で、どうしようもないほどのバカさ加減と無能性を暴露した安倍元首相であるが、去年の暮れに「台湾有事は日本有事であり、日米同盟の有事でもある」などとぶち上げて、久々にマスコミを賑わした。安倍は自分の発言の持つ重大さを少しも認識していない。安倍の言っていることは、「中国が台湾を武力解放するならば、米軍と一緒に中国と戦争をするんだ」ということである。歴史を理解せず、現実を直視することのできない安倍らしい発言である。

そもそも、1972年の国交回復に際して、日本は「ひとつの中国」を承認し、台湾は中国の一部であり内政問題であることを確認している。そのことからすれば、日本がとやかく言う問題ではなく、内政干渉すべき問題ではない。「自国の問題は、自国人民自身が解決する」という民族自決・民主主義の観点からしても、台湾問題はとどのつまり、中国人民自身が解決すべき問題である。このことを原則的に理解しなければならない。

アジアにおける二つの分断国家、すなわち、中国と朝鮮において、人民の統一を望む想いは尊重されなければならない。日米軍事同盟に基づいて、中国と戦争を構え、台湾に出兵するなど愚の骨頂である。日本は、内田雅敏弁護士が主張されるように、日中間の四つの基本文書、「日中共同声明」「日中平和友好条約」「21世紀に向けてのパートナーシップ日中共同宣言」「戦略的互惠関係の包括的推進に関する日中共同声明」をよりどころとしながら、日中友好、日中不再戦の道を歩むべきである。中国と戦争すべきではない。だが、軍需産業を背景とする軍拡・改憲論者たちは、「台湾有事」を格好の材料としながら、憲法「改正」、戦争準備に邁進している。敵基地攻撃能力保有論などは、侵略戦争の準備に他ならない。われわれはこのような策動を許してはならないだろう。

* 背景としてのアメリカの没落

現在、過渡期の激動が目に見える形で繰り広げられている。過渡期とは、ここ1～2年のことではなく、20～30年のスパンと考えておく必要がある。



中国帰国者の会寄贈

トランプが大統領選に勝利したという事実は、アメリカ一国による世界支配の終焉をきわめて劇的に示した。ソ連邦の崩壊以後、アメリカの覇権が確立し、むき出しの資本主義＝新自由主義・グローバリズムが世界を席卷した。ところが、「満ちれば欠ける」のが世の習いである。わずか30年足らずの間に、アメリカの支配は崩れ落ち、中国の台頭、EUの拡大と発展、イスラム諸国の民族主義、民主主義の発展、ロシアの挑戦などが、アメリカの支配を揺るがした。とりわけ、中国の台頭は大きい。トランプの後を受けたバイデンは、EU諸国、日本、オーストラリア、インドなどと連携しながら中国包囲網を形成しようと躍起となっている。すでにアメリカが一国では対応しきれなくなっている証である。この流れは大きくなること

とはあっても弱まることはない。今後、さらに過渡期の激動を実感させる事柄が出現するだろう。

スクラムユニオン・ひろしまは、地域ユニオンであり、小さな組織であることは間違いない。しかし、地域ユニオンとして労働者の権利と生活を守るとともに、情勢の動きの中で、日本の国家、社会の行く末に関心を寄せなければならない。

スクラムユニオン・ひろしまの活動報告と予定

| 12月の報告 (一部抜粋) | 1月の予定 (一部抜粋) |
|----------------------------|----------------------------|
| 4/5日 CUNN 全国集会 (静岡) | 4日 ヴォットさん面会 (広島拘置所) |
| 8日 反貧困ネット電話相談会 ウィルソン岡山労働局へ | 6日 ユーシン団交 |
| 9日 マイライフ団交・アバンセ事務折衝 | 7日 アバンセ団交・フジアルテ事務折衝・三栄産業団交 |
| 10/11日 年越しホットライン | 9日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会 |
| 12日 スクラムユニオン・ひろしま執行委員会 | 10日 実習生相談 (岡山) |
| 13日 リキ裁判 | 12日 帰国者の会役員会・ヒューマン団交 |
| 14日 ベトナム人実習生と実習機構、入管へ | 14日 国際学院大学崔教授ゼミ生との交流 |
| 15日 東和裁判、帰国者の会 | 15日 リキさんの電話聞き取り |
| 16/17日 アスベスト全国一斉ホットライン | 20日 フジアルテ労働相談会 |
| 20日 アバンセ労働相談会 | 21日 出雲市ファミリアの会 |
| 21日 フジアルテ労働相談会 | 22日 アスベストユニオン相談会 |
| 22日 アバンセ事務折衝・出雲市相談 | 23日 アスベストユニオン大会 |
| 23日 ユーシン団交・マイライフ団交 | 25日 アバンセ説明会 |
| 24日 ハウさん入管・中労委電話会議 | 26日 アバンセ労働相談会 |
| 25日 ハウさん帰国 | 30日 NPO 事務局会議 |
| 27日 出雲市保育園相談会 執行委員会忘年会他 | |